

○東京藝術大学参与に関する規則

〔平成29年3月23日
制 定〕

改正 令和6年4月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学の参与の任務その他必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 参与は、本学の運営に関する重要事項等について助言するとともに、学長が委嘱する事項について対応するものとする。

(任命)

第3条 参与は、東京藝術大学の基本理念を理解し、大学の教育研究について広く、かつ、高い識見を有する学外の者のうちから学長が任命する。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第4条 参与の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該参与を任命した学長の任期の末日以前とする。

(身分)

第5条 参与は、非常勤とする。

(手当)

第6条 参与が、第2条に規定する任務の遂行のため来学する場合は、日額20,000円を支給するものとする。

2 学長が、参与に東京藝術大学職員給与規則第23条に定める職を命じた場合は、同条に定める管理職手当相当の月額を支給することができる。

3 前項に規定するもののほか、実費を上限として、交通費を支給することができる。

(旅費)

第7条 参与が、第2条に規定する任務の遂行のため旅行する場合は、東京藝術大学旅費規則その他の関係規則等に基づき、旅費を支給することができる。この場合において、役職及び職位により金額が区分されているものについては、役員の区分を適用する。

(解除)

第8条 学長は、参与が次の各号の一に該当する場合は、参与を免ずることができる。

- (1) 心身の故障により、業務を行うことが困難となった場合
- (2) 本学の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があった場合
- (3) 参与から解除の申し出があり、学長がこれを承認した場合
- (4) その他やむを得ない事由により、業務を行うことが困難となった場合

2 学長は、前項に基づき参与を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告

するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。